

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点 検 年 月 日	
事 業 所 名	
法 人 名	
点 検 者 職 氏 名	
備 考	

【用語の定義】

法・・・介護保険法(平成9年12月17日 号外法律第123号)

令・・・指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第37号)

通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企第25号)

条例・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年 札幌市条例第8号)

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第 1 基本方針	指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものとなっているか。 ・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。 (注意事項) ① 自立支援に反するようなサービス内容となっていないか。 ② 不適切な利用料等が設定されていないか。 ③ 身体拘束を容認させるような内容となっていないか。 ④ 事業所の過失等による損害賠償を免除するような内容はないか。 ⑤ 利用者に対し、一方的に契約を解除するような内容はないか。	適・否 適・否 適・否	法第73条第1項 条例第189条(令第141条)	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
第 2 人員に関する基準	指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。		法第74条第1項 条例第190条第1項(令第142条第1項)	・職員勤務表 ・出勤簿 ・従業者の資格を確認する書類
1 介護老人保健施設の場合	医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法第97条第2項に規定する介護老人保健施設として必要とされる数を確保するために必要な数以上となっているか。	適・否	条例第190条第1項第1号(令第142条第1項第1号)	
2 指定介護療養型医療施設の場合	健康保険法等の一部を改正する法律(H18法律第83号)附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)の場合、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における法第110条第1項に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数を確保するために必要な数以上となっているか。	適・否	条例第190条第1項第2号(令第142条第1項第2号)	
3 療養病床を有する病院又は診療所(2に該当するものを除く)の場合	医師、薬剤師、看護職員、介護職員(看護補助者)、理学療法士、作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数を確保するために必要な数以上となっているか。	適・否	条例第190条第1項第3号(令第142条第1項第3号)	
4 診療所(2、3に該当するものを除く)の場合	病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数を3で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上となっているか。かつ、夜間における緊急連絡体制として必要な看護師若しくは准看護師又は介護職員の員数は1以上となっているか。	適・否	条例第190条第1項第4号(令第142条第1項第4号)	
5 介護医療院の場合	置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。	適・否	条例第190条第1項第5号(令第142条第1項第5号)	

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
5 その他	指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記1～4に規定する基準を満たしているものとみなして差し支えない。	適・否	条例第190条第2項(令第142条第2項)	
第3 設備に関する基準	指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとなっているか。 〔設備については全て現場確認〕 ・介護報酬に係る施設基準について、施設及び設備を確認 介護老人保健施設 認知症専門棟 施設介護療養型施設 特定診療費 (施設の設備、具備する器械・器具を確認) 送迎に使用する車両 ・特別な居室(備え付けられた備品を含む) ・非常設備、衛生管理等について確認 避難設備、衛生管理等について確認 食器、食品の保管等、害虫・鼠等への対策 医薬品・医療器具、感染症対策 空調設備		法第74条第2項 条例第191条第1項(令第143条第1項)	・平面図 ・運営規程 ・設備・備品台帳 ・指定申請書 ・変更届(写) ・都道府県知事への届出(写)
1 介護老人保健施設の場合	法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備を有しているか。	適・否	条例第191条第1項第1号(令第143条第1項第1号)	
2 指定介護療養型医療施設の場合	法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる施設及び設備を有しているか。	適・否	条例第191条第1項第2号(令第143条第1項第2号)	
3 療養病床を有する病院又は診療所(2に該当するものを除く)の場合	医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有しているか。	適・否	条例第191条第1項第3号(令第143条第1項第3号)	
4 診療所(療養病床を有するものを除く)の場合	次の基準を満たしているか。 イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上となっているか。 ロ 浴室を有しているか。 ハ 機能訓練を行うための場所を有しているか。	適・否	条例第191条第1項第4号(令第143条第1項第4号)	
5 介護医療院の場合	介護医療院として必要とされる施設及び設備を有しているか。	適・否	条例第191条第1項第4号(令第143条第1項第4号)	

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
5 その他	上記3及び4の指定短期入所療養介護事業所にあつては、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しているか。 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記基準を満たしているものとみなして差し支えない。	適・否	条例第191条第2項(令第143条第2項) 条例第191条第3項(令第143条第3項)	
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。	適・否 適・否	法第74条第2項 条例第204条（第152条準用）（令第155条（第125条準用））	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
2 対象者	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟において指定短期入所療養介護を提供しているか。 ・利用対象に適した者であるかの判断はどのように行っているか。	適・否	条例第192条(令第144条)	・利用者に関する記録（診療情報提供書）
3 指定短期入所療養介護の開始及び終了	指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	適・否	条例第204条（第153条第2項準用）（令第155条（第126条第2項準用））	・情報提供票 ・短期入所療養介護計画書
4 提供拒否の禁止	指定短期入所療養介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んでいないか。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 (正当な理由とは) ① 当該事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③ 適切なサービスを提供することが困難である。	適・否	条例第204条（第10条準用）（令第155条（第9条準用）） 準用(通知第3の一の3(2))	・利用申込書 ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
5 サービス提供 困難時の対応	指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。	適・否	条例第204条（第11条準用）（令第155条（第10条準用））	・利用申込受付簿 ・サービス提供依頼書 ・連絡、紹介等の記録
6 受給資格等の 確認	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否	条例第204条（第12条準用）（令第155条（第11条第1項準用））	・利用者に関する記録 ・居宅サービス計画書(1)(2) ・短期入所療養介護計画書
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所療養介護を提供するように努めているか。	適・否	法第73条第2項（令第155条（第11条第2項準用））	
7 要介護認定の 申請に係る援助	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・必要な援助とは ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。	適・否	条例第204条（第13条第1項準用）（令第155条（第12条第1項準用））	・利用者に関する記録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までになされるよう、必要な援助を行っているか。	適・否	条例第204条（第13条第2項準用）（令第155条（第12条第2項準用））	
8 心身の状況等の 把握	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 ・利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談、主治医からの情報等どのように行っているか。	適・否	条例第204条（第14条準用）（令第155条（第13条準用））	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の要点

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための 援助	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 「施行規則第64条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、 ① 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ② その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。	適・否	条例第204条（第16条準用）（令第155条（第15条準用））	・利用者の届出書 ・居宅サービス計画書(1)(2)
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しているか。	適・否	条例第204条（第17条準用）（令第155条（第16条準用））	・居宅サービス計画書(1)(2) ・週間サービス計画表 ・短期入所療養介護計画書 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
11 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適・否	条例第204条（第20条第1項準用）（令第155条（第19条第1項準用））	・居宅サービス計画書 ・サービス提供票、別表 ・介護等に関する記録 ・診療録 ・サービス提供の記録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	条例第204条（第20条第2項準用）（令第155条（第19条第2項準用））	

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
12 利用料等の受領	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ・ 1～3割相当額の支払いを受けているか。	適・否	条例第193条第1項(令第145条第1項) 平11老企25第三の九2(1) ①(同第三の一の3(10)) ①準用)	・ サービス提供票、別表 ・ 領収証控 ・ 運営規程(利用料その他の費用、実施地域の確認) ・ 重要事項説明書・車両運行日誌 ・ 同意に関する記録 ・ 説明文書
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、法定指定受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 {法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した場合} ・ 10割相当額の支払いを受けているか。	適・否 適・否	条例第193条第2項(令第145条第2項)	
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービスが利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) ② 滞在に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービスが利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) ③ 指定居宅サービス等基準省令第145条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 指定居宅サービス等基準省令第145条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 送迎に要する費用(指定居宅サービス等基準省令第145条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く) ⑥ 理美容代 ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの (特別な療養室：指定介護老人保健施設の認知症専門棟の個室は徴収不可) ・ 定員が1人又は2人であること。 ・ 特別な療養室の定員合計が当該事業所の利用定員の概ね5割を超えないこと。 ・ 利用者1人当たりの床面積が介護老人保健施設である事業所にあつては8㎡以上、病院又は診療所にある事業所にあつては6.4㎡以上であること。	適・否	条例第193条第3項(令第145条第3項)	

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
12 利用料等の受領	- 療養室の施設、設備等が費用の支払いを受けるのにふさわしいものであること。（利用者のプライバシー確保のための設備、個人用の私物の収納設備、状況に応じた個人用の照明設備） - 療養室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択によるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。 - 費用の額が運営規程に定められていること。 （その他の日常生活費） - 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用 - 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用			
	(4) 上記①から④までに掲げる費用については、指定居宅サービス等基準省令第145条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとなっているか。 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号） 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）	適・否	条例第193条第4項（令第145条第4項）	
	(5) 指定短期入所療養介護事業者は、(3) に掲げるの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意は、文書により得ているか。	適・否	条例第193条第5項（令第145条第5項）	
	(6) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適・否	法第41条第8項	
	(7) 指定短期入所療養介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所療養介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所療養介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 - 領収証には費用区分を明確にしているか。 ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ② 食事の提供に要した費用 ③ 滞在に要した費用 ④ その他の費用（個別の費用ごとの区分）	適・否	施行規則第65条	

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
13 保険給付の請求のための証明書の交付	指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	条例第204条（第22条準用）（令第155条（第21条準用））	・サービス提供証明書（控）
14 指定短期入所療養介護の取扱方針	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当かつ適切に行っているか。	適・否	条例第194条第1項（令第146条第1項）	・利用者に関する記録 ・診療録 ・短期入所療養介護計画書 ・説明に使用した文書 ・処遇に関する日誌 ・身体拘束に関する記録 ・評価を実施した記録
	(2) 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行っているか。 「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者であっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供するものとする。	適・否	条例第194条第2項（令第146条第2項） 通知第3の九の2(2)の①	
	(3) 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	適・否	条例第194条第3項（令第146条第3項）	
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (身体拘束の対象となる具体的行為) ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	適・否	条例第194条第4項（令第146条第4項） 平13老発155（身体拘束ゼロへの手引き）	
	(5) 指定短期入所療養介護の管理者及び従業者は、身体的拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 そのため、管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど、意識啓蒙に努めているか。	適・否	平13老発155の2、3	

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(6) 指定短期入所療養介護の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。 (改善計画に盛り込む内容) ① 事業所内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④ 事業所の設備等の改善 ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組 ⑥ 利用者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標	適・否	平13老発155の3、5	
	(7) 指定短期入所療養介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 また、当該記録を主治医が診療録に行っているか。 なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。	適・否	条例第194条第5項(令第146条第5項) 通知第3の九の2(2)の② 平13老発155の6	
	(8) 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	条例第194条第6項(令第146条第6項)	
15 短期入所療養介護計画の作成	(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。	適・否	条例第195条第1項(令第147条第1項)	・短期入所療養介護計画書 ・居宅サービス計画書
	(2) 短期入所療養介護計画は既に、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されているか。	適・否	条例第195条第2項(令第147条第2項)	
	(3) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適・否	条例第195条第3項(令第147条第3項)	
	(4) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を記載した書面を利用者に交付しているか。	適・否	条例第195条第4項(令第147条第4項)	

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(6) 札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関する条例第16条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の札幌市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例において位置付けられている計画の提出を求めること」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所療養介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から、短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所療養介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	適・否	平11老企25第三の一の3(13)の⑥準用	・短期入所療養介護計画の提供記録
16 診療の方針	医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとしているか。 ① 診療は、一般的に医師として診療の必要性があると認められる疾病または負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上妥当かつ適切に行っているか。 ② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をも上げることができるよう適切な指導を行っているか。 ③ 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。 ④ 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当かつ適切に行っているか。 ⑤ 特殊な療法又は新しい療法等については、指定居宅サービス等基準省令第148条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもののほか行っていないか。 ⑥ 指定居宅サービス等基準省令第148条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していないか。 ⑦ 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。	適・否	条例第196条(令第148条)	・診療録 ・利用者に関する記録 ・検査記録、処方箋
17 機能訓練	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行っているか。	適・否	条例第197条(令第149条)	・訓練に関する記録 ・診療録 ・リハビリテーション計画
18 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。	適・否	条例第198条第1項(令第150条第1項)	・診療録 ・看護及び介護の記録 ・入浴に関する記録 ・施設に出入りした者の記録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。	適・否	条例第198条第2項(令第150条第2項)	
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適・否	条例第198条第3項(令第150条第3項)	
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	適・否	条例第198条第4項(令第150条第4項)	
	(5) 指定短期入所療養介護事業者は、上記(1)～(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適・否	条例第198条第5項(令第150条第5項)	
	(6) 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。	適・否	条例第198条第6項(令第150条第6項)	

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
19 食事の提供	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。 ・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。 ・食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としているか。 ・食事の提供に関する業務は指定短期入所療養介護事業者が自ら行うことが望ましいが、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託している場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働管理について、事業者自らが行うなど、当該事業所の管理者が業務遂行上必要な注意を果たしうような体制と契約内容になっているか。 ・食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連携や十分とられているか。 ・利用者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。 ・食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	条例第199条第1項(令第51条第1項) 通知第3の九の2(7)の② 通知第3の九の2(7)の③ 通知第3の九の2(7)の④ 通知3の九の2(7)の⑤ 通知第3の九の2(7)の⑥ 通知第3の九の2(7)の⑦	・献立表 ・施行に関する調査記録 ・配膳に関する記録 ・看護及び介護の記録 ・業者委託の場合契約書 ・調理に関する記録又は日誌 ・検食に関する記録 ・食品衛生自主点検 ・保健所の指導に関する記録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を取ることを支援しているか。	適・否	条例第199条第2項(令第51条第2項)	
20 その他のサービスの提供	(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	適・否	条例第200条第1項(令第52条第1項)	・事業計画（報告）書等 ・年間行事予定表 ・利用者に関する記録 ・家族との連絡記録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	適・否	条例第200条第2項(令第52条第2項)	
21 利用者に関する市町村への通知	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	適・否	条例第204条（第27条準用）（令第155条（第26条準用））	・市町村に送付した通知に係る記録
22 管理者の責務	(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適・否	条例第204条（第56条第1項準用）（令第155条（第52条第1項準用））	・運営規程 ・組織図 ・組織規定 ・職務分担表 ・業務日誌等
	(2) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適・否	条例第204条（第56条第2項準用）（令第155条（第52条第2項準用））	

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
23 運営規程	指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 指定短期入所療養介護内容及び利用料その他の費用の額 ④ 通常の送迎の実施地域 ⑤ 施設利用に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項 なお、⑦の重要事項として、当該利用や又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。 ・①～⑦の内容は適正か。	適・否 適・否	条例第201条(令第153条)	・運営規程 ・指定申請及び変更届(写)
24 勤務体制の確保等	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 ・申し送りに要する時間は十分か。 ・夜勤職員の休憩・休息が同時となって、利用者を放置するような時間帯が生じていないか。	適・否 適・否 適・否	条例第204条（第108条第1項準用）（令第155条（第101条第1項準用））	・勤務表 ・研修受講修了証明書 ・研修計画・出張命令 ・研修会資料 ・研修修了証 ・ハラスメント防止にかかる方針
	(2) 指定短期入所療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所療養介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を明確にしているか。	適・否	平11老企25第3の九の2（11）	
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指短期入所療養介護事業所の従事者によって指定短期入所療養介護を提供しているか。 （ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。） ・業務委託を行っている場合、その内容は適切か。（調理、洗濯、清掃）	適・否 適・否	条例第204条（第108条第2項準用）（令第155条（第101条第2項準用））	
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 ・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。	適・否 適・否	条例第204条（第108条第3項準用）（令第155条（第101条第3項準用））	

短期入所療養介護「基準チェックシート」

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(5) 事業者は、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ※当該義務付けの対象とならない者は具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程または訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ、はり師、きゅう師等とする。	適・否	条例第168条準用（第108条）（令第140条準用（第101条第3項））	
	(6) 事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保するために、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、短期入所生活介護従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化及びその他必要な措置を講じているか。	適・否	条例第168条準用（第108条）（令第140条準用（第101条第4項））	
25 業務継続計画の策定等	(1) 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所療養介護の継続的な提供及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に伴う必要な措置を講じているか。	適・否	条例第204条（第32条の2準用）（令第155条（第30条の2準用））	・ 業務継続計画
	(2) 事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を実施しているか。	適・否	条例第204条（第32条の2準用）（令第155条（第30条の2準用））	・ 訓練及び研修の記録
	(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適・否	条例第204条（第32条の2準用）（令第155条（第30条の2準用））	・ 業務継続計画
26 定員の遵守	指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っていないか。 （ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。） ① 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 ② 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 ③ 診療所（②に掲げるものを除く）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数 ④ 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数	適・否	条例第202条（令第154条）	・ 運営規程 ・ 利用者数及び入所者数を明らかにする記録等

短期入所療養介護「基準チェックシート」

27 非常災害対策	指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所療養介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定短期入所療養介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。	適・否	条例第204条（第110条準用）（令第155条（第103条準用）） 準用（通知第3の六の3（6））	・消防計画 ・訓練記録 ・消防計画に準ずる記録 ・消防署の検査記録
28 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適・否		・日常の清掃に関する記録 ・受水槽の清掃記録等 ・給食、配膳に関する記録 ・医薬品等管理簿 ・調剤録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	適・否	条例第204条（第144条第1項準用）（令第155条（第118条第1項準用））	
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。	適・否	条例第204条（第144条第2項準用）（令第155条（第118条第1項準用））	
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。	適・否	条例第204条（第144条第3項準用）（令第155条（第118条第2項準用））	
	(5) 指定短期入所療養介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適・否	準用（平11老企25第3の七の3（4）の①）	
	(6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否	準用（平11老企25第3の七の3（4）の④）	

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
29 掲示	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ・記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・掲示事項の内容、実際行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。	適・否 適・否	条例第204条（第34条準用）（令第155条（第32条準用））	・掲示物
30 秘密保持等	(1) 指定短期入所療養介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ・秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば雇用時の取り決め等を行っているか）。	適・否 適・否	条例第204条（第35条第1項準用）（令第155条（第33条第1項準用））	・就業時の取り決め等の記録（秘密保持の誓約書など） ・利用者及び家族のの同意書

短期入所療養介護「基準チェックシート」

	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	条例第204条（第35条第2項準用）（令第155条（第33条第2項準用））	・ 情報提供に使用された文書等（会議資料等）
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ・ 利用者(家族)に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。 ・ 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	適・否 適・否 適・否	条例第204条（第35条第3項準用）（令第155条（第33条第3項準用））	
	(4) 個人情報保護方針や個人情報保護規程の整備など、個人情報保護に関する措置を講じているか。	適・否	個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	
31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定短期入所療養介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否	条例第204条（第37条準用）（令第155条（第35条準用））	

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
32 苦情処理	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に 苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしているか。 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。	適・否 適・否	条例第204条（第38条第1項準用）（令第155条（第36条第1項準用）） 準用（平11老企25第3の一の3(23)の①）	・ 重要事項説明書 ・ 運営規程 ・ 掲示物 ・ 苦情に関する記録 ・ 指導等に関する記録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	条例第204条（第38条第2項準用）（令第155条（第36条第2項準用））	

短期入所療養介護「基準チェックシート」

	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	準用(平11老企25第3の一の3(23)の②)	
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	条例第204条(第38条第3項準用)(令第155条(第36条第3項準用))	
	(5) 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善内容を当該市町村に報告しているか。	適・否	条例第204条(第38条第4項準用)(令第155条(第36条第4項準用))	
	(6) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	条例第204条(第38条第5項準用)(令第155条(第36条第5項準用))	
	(7) 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否	条例第204条(第38条第6項準用)(令第155条(第36条第6項準用))	
33 地域等との連携	指定短期入所療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。	適・否	条例第204条(第166条準用)(令第155条(第139条準用))	・活動状況報告
34 相談援助事業等への協力	指定短期入所療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が当該利用者に対する相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	条例第204条(第39条準用)(令第155条(第36条の2準用))	・苦情に関する記録

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
35 事故発生時の対応	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村及び当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ※札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱 参照	適・否	条例第204条(第40条第1項準用)(令第155条(第37条第1項準用))	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しているか。	適・否	条例第204条(第40条第2項準用)(令第155条(第37条第2項準用))	
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。	適・否	条例第204条(第40条第3項準用)(令第155条(第37条第3項準用))	
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	準用(平11老企25第3の一の3(24)の③)	

短期入所療養介護「基準チェックシート」

36 虐待の防止	事業所は、虐待の発生や再発を防止するために、次に掲げる措置を講じているか。 ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図っているか。 ②事業所における虐待防止のための指針を整備しているか。 ③事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しているか。 ④①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	条例第204条（第40条の2準用）（令第155条準用（令第37条の2））	・委員会開催記録等 ・虐待防止のための指針 ・研修の計画書及び記録
37 会計の区分	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否 適・否	条例第204条（第41条準用）（令第155条（第38条準用）） 平13老振18	・会計関係書類
38 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること ※ 3年間の経過措置期間あり（令和9年3月31日までは努力義務）	適・否	条例第204条（第166条の2準用）（令第155条準用（令第139条の2））	・委員会の記録
39 記録の整備	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、下記に定めるもののほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ① 短期入所療養介護計画 ② 条例第20条第2項（令第19条第2項）の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 条例第194条第5項（令第46条第5項）の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 条例第27条（令第26条）の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑤ 条例第38条第2項（令第36条第2項）の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥ 条例第40条第2項（令第37条第2項）の規定を準用する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録 ⑦ 短期入所療養介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 (3) (2)の①～⑦の書類について、以下の期間保存しているか。 ① (2)の①、②については、その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日まで ② (2)の③～⑥については、その完結の日から2年を経過した日まで ③ (2)の⑦については、当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日まで ※条例の経過措置により、(3)の①については平成25年4月1日以降の記録から適用。	適・否 適・否 適・否	条例第203条第1項（令第154条の2第1項） 条例第203条第2項（令第154条の2第2項） 条例第203条第3項	・従業者名簿 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類 ・短期入所療養介護計画書 ・サービス提供証明書 ・診療録 ・市町村への通知に係る記録

